

## 5 財務諸表に対する注記

### 1 重要な会計方針

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

#### (2) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 販売用資産

個別法に基づく原価法によっている。(価額が著しく下落したときは、回復の見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額としている。)

##### ② 事業資産(森林資産を除く。)

個別法に基づく原価法によっている。(価額が著しく下落したときは、回復の見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額としている。)

##### ③ 森林資産

林業公社会計基準第27条によっている。(森林資産に期待されるサービス提供能力が、著しく低下した事象又は森林資産の将来の経済的便益が著しく下落したときは減損処理を行う。)

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

##### ① その他固定資産

車両運搬具、ソフトウェア等……………定額法によっている。

#### (4) 引当金の計上基準

##### ① 賞与引当金

役職員への賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上している。

##### ② 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末の退職による期末要支給額の全額を計上している。

#### (5) キャッシュ・フロー計算における資金の範囲

資金の範囲は、手許現金及び随時引き出し可能な預金(貸借対照表の「現金預金」として)している。

#### (6) 消費税の会計処理

税込方式によっている。

### 2 重要な会計方針の変更

平成23年度から林業公社会計基準(平成23年4月1日制定)を適用している。

### 3 寄付金及び補助金等に関する事項

当期の寄付金及び補助金等の受入は、次のとおりである。

| 寄付等の種類<br>及び寄付者等 | 寄付等の内容       | 金 額(円)      | 摘 要                                       |
|------------------|--------------|-------------|-------------------------------------------|
| 指定正味財産への計上       |              |             |                                           |
| 補 助 金 等          | 森林資産形成補助金    | 278,760,499 | ・正味財産増減の部の指定正味財産<br>の部に計上                 |
| 寄 附 金            |              | 0           |                                           |
| 計                |              | 278,760,499 |                                           |
| 一般正味財産増減の部への計上   |              |             |                                           |
| 補 助 金 等          |              | 117,021,401 | ・林業公社会計基準の注解第8第2<br>項により一般正味財産増減の部に計<br>上 |
| 鳥取県              | 利子補給補助金外2件   | 112,055,658 |                                           |
| 鳥取市外             | 搬出支援補助金      | 4,722,263   |                                           |
| その他              | 安全対策支援補助金他1件 | 243,480     |                                           |
| 寄付金等             |              | 0           |                                           |
| 計                |              | 117,021,401 |                                           |
| 合 計              |              | 395,781,900 |                                           |

(注) 寄付金等の内容は、決算附属明細表5の③に記載している。

4 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

当期の指定正味財産から一般正味財産への振替額は、次のとおりである。

(単位:円)

| 区 分          | 経常収益 | 経常外収益      | 計          |
|--------------|------|------------|------------|
| 出資金及び出損金     | 0    | 0          | 0          |
| 該当なし         | 0    | 0          | 0          |
| 補助金等         | 0    | 26,243,544 | 26,243,544 |
| 目的達成による指定解除額 | 0    | 26,243,544 | 26,243,544 |
| 森林資産形成補助金    | 0    | 26,243,544 | 26,243,544 |
| 寄付金          | 0    | 0          | 0          |
| 該当なし         | 0    | 0          | 0          |
| 合 計          | 0    | 26,243,544 | 26,243,544 |

(注) 1 「目的達成による解除額」には、当該資産の災害等による除却や減損損失を含む。  
2 正味財産の部の指定正味財産が減少する要因の一般正味財産への振替額を記載する。  
3 指定正味財産に係る基本財産及び特定資産の運用益の振替額は含まない。

5 資産の評価に関する事項

(1) 販売用資産の評価損に関する事項

当期の森林整備事業販売用資産の評価損は、次のとおりである。

・分収造林主伐資産に係る評価損益 1造林地 △75,309,555円

(2) 事業資産の減損損失に関する事項

当期の事業資産に係る減損損失は、次のとおりである。

(単位:百万円)

| 対象資産グループ | 取得原価 | 減損損失累計額 |     |   | 貸借対照表<br>価 額 |
|----------|------|---------|-----|---|--------------|
|          |      | 前期末     | 当 期 | 計 |              |
| 0ヶ所      | 0    | 0       | 0   | 0 | 0            |

(3) 森林資産情報に関する事項

① 森林資産の貸借対照表価額と回収能力見込額

(単位:百万円)

| 森林資産    | 貸借対照表価額 |       |       |        | 回収能力<br>見 込 額 |
|---------|---------|-------|-------|--------|---------------|
|         | 前期末残高   | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期末残高  |               |
| 標準伐期齢未満 | 26,580  | －     | 961   | 25,619 | －             |
| 標準伐期齢以上 | 22,885  | 1,236 | 2     | 24,119 | 11,886        |
| 計       | 49,465  | 1,236 | 963   | 49,738 | －             |

(注) 1 標準伐期齢未満の森林資産の回収能力見込額は、未だ生育途上の木材であり、伐期林齢を80年とする木材販売収入を測定するのは極めて困難であるところから、除外している。  
2 標準伐期齢以上の森林資産の回収能力見込額は、現在の丸太市場価格を基に、将来の立木販売収入の見込額に補助金収入を加えた額から、今後の直接事業費及び分収交付金を控除した額を、現在価値に割引いた額とする。  
なお、現在価値を算定する際に用いられる割引率は、当該公社の現実の資金調達を反映した資金調達コストを基に算定する。  
3 貸借対照表価額及び回収能力見込額には、指定正味財産の森林資産形成補助金額が含まれる。  
4 経営改革プランでは最終的に損失を生じない取組を行うこととしてしている。

② 森林資産とその公益的機能評価額

＜(鳥取県の林野面積) 259,555 ha (造林公社の森林資産面積) 14,203 ha＞

(単位:百万円)

| 公 益 的 機 能         | 評 価 額        |              | 摘 要 |
|-------------------|--------------|--------------|-----|
|                   | 鳥取県の<br>森林全体 | 造林公社<br>森林資産 |     |
| 水 資 源 貯 留 機 能     | 113,700      | 6,221        |     |
| 洪 水 緩 和 機 能       | 68,600       | 3,754        |     |
| 水 質 浄 化 機 能       | 148,500      | 8,127        |     |
| 表 面 浸 食 防 止 機 能   | 368,900      | 20,186       |     |
| 表 面 崩 壊 防 止 機 能   | 86,600       | 4,738        |     |
| 二 酸 化 炭 素 吸 収 機 能 | 12,700       | 695          |     |
| 化 石 燃 料 代 替 機 能   | 1,100        | 61           |     |
| 保 健・レクリエーション機能    | 22,600       | 1,237        |     |
| 合 計               | 822,700      | 45,019       |     |

(注) 1 日本学術会議答申「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について」(平成13年11月)を参考として試算。  
2 鳥取県の評価額は、「令和7年度(令和6年版)鳥取県林業統計」から転記。  
3 造林公社の評価額は、鳥取県の評価額を面積按分して算出。

#### (4) 経営改善策等の情報

令和5年2月に造林公社の「経営改革プラン」の改定及び「第2期経営改善計画」を策定し、経営改善の着実な取組みを進めていく。

次に掲げる経営改善策の着実な取組みを進める。

##### ＜分収造林契約の変更の取組み＞

・土地所有者の理解を得て分収造林契約の変更を進めるため、更新伐の導入及び契約期間の延長等の地域説明会等を開催するとともに、分収造林契約期間が満了を迎える造林地については、契約延長に向けた調整を行っていく。また、ホームページによる情報提供・発信を積極的に進める。

##### ＜事業地の採算性判別の実施＞

・利用間伐や主伐の実施可能箇所を特定するため、森林クラウドシステムやレーザ航測を活用した調査を進め、補助金等の活用を考慮し、事業地の採算性を判別する。

##### ＜伐採収入の増加の取組み＞

・伐採収入の増加に向けて、補助事業を活用しつつ、低コストな作業システムによる利用間伐を積極的に実施し、出材量の増加を図る。

##### ＜効率的な利用間伐などの推進＞

・効率的な利用間伐などの森林整備を推進するため、鳥取県や森林組合等関係機関と連携・調整し、地域と連携した路網を整備するとともに、早期の主伐計画箇所では、利用間伐を先行・優先実施して、路網整備を進める。

・早期の主伐実施箇所については、土地所有者の意向を尊重しながら、主伐収入の確保を目指す。

##### ＜高い収益の安定的な販売先の確保＞

・販路の開拓・有利販売推進のため、伐採計画等を積極的に情報提供して、県内の大規模合板工場等と協定価格で直送する従来のシステム販売に加え、収益性の高い原木市場に出荷するなど、高い収益の安定的な販売先を確保する。

##### ＜新たな収入源等の確保及び事業効率化への取組み＞

・新たな収入源の確保のため森林経営管理制度に係る市町村関連業務の受託や、新たに取得したJ-クレジットの販売を進め、J-クレジットの販売にあたっては、公社のホームページへの掲載や民間企業等への紹介を通じて、販路の拡大に努めていく。

また、事業効率化のため、レーザ航測によって得られた単木情報の活用等、現地調査の効率化・省力化に取り組む。

##### ＜公社事業の効率化と地域の森林管理水準の向上の取組み＞

・公社事業の効率化と地域の森林管理水準の一層の向上のため、森林経営管理制度適用森林の管理と併せて、近接する公社造林地の路網整備等を積極的に推進する。

#### 6 リース取引に関する事項

該当なし

#### 7 担保に供している資産

該当なし

#### 8 関係当事者との取引の内容

該当なし

#### 9 重要な後発事象

該当なし

#### 10 継続事業の前提に関する注記

継続事業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況はない。

#### 11 その他財務諸表作成のための基本となる事項

該当なし